

## 高知市安全で安心なまちづくり条例（平成 19 年 4 月 1 日条例第 14 号）

### （目的）

第 1 条 この条例は、犯罪、事故その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市及び市民等が一体となって安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者並びに市内に存する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 市民団体 主たる構成員が市民である非営利の団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

- 第 3 条 安全で安心なまちづくりは、良好なパートナーシップ（市及び市民等が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。）に基づき市及び市民等がそれぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより行うものとする。
- 2 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等の自らの地域は自らで守るという基本認識のもとに行う地域の安全を確保するための自発的かつ主体的な活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）を積極的に推進することにより、住民相互の連帯感にあふれた豊かな地域社会の形成を図りながら行うものとする。
  - 3 安全で安心なまちづくりは、子ども、高齢者、障害者、女性など犯罪等の被害者となりやすい者（以下「犯罪弱者」という。）が、地域において安心して安全に暮らせるよう配慮して行うものとする。

### （市の責務）

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供及び知識の普及、環境整備その他の安全で安心なまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を十分に反映させ、常に国、県、警察その他関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、特に犯罪弱者に配慮しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、犯罪等を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

(市民団体の責務)

- 第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくり活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、安全に配慮し、犯罪等を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得できる機会を提供するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

(安全で安心なまちづくり会議の設置)

- 第8条 本市における安全で安心なまちづくりを推進するため、高知市安全で安心なまちづくり会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

- 第9条 会議は、安全で安心なまちづくりを推進するための施策その他の安全で安心なまちづくりに関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第10条 会議は、安全で安心なまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(支援)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するために行う地域安全まちづくり活動を支援するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。